

～助成金コラム(第11回)～



キャリアアップ助成金 「正社員化コース」の『重点支援対象者』とは？

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。令和7年4月に変更になったキャリアアップ助成金「正社員化コース」の『重点支援対象者』を取り上げますので参考にしてください。

1、『重点支援対象者』と『重点支援対象者』以外の支給額

対象者		『重点支援対象者』	『重点支援対象者』 <u>以外</u>
正社員化	中小企業	80万円(40万円×2期)	40万円(40万円×1期)
	大企業	60万円(30万円×2期)	30万円(30万円×1期)
無期雇用労働者⇒正社員	中小企業	40万円(20万円×2期)	20万円(20万円×1期)
	大企業	30万円(15万円×2期)	15万円(15万円×1期)

2、『重点支援対象者』とはどのような方か？

- (1) 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- (2) 雇入れから3年未満で次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
 - ① 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ② 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- (3) 派遣労働者（派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合）
- (4) 母子家庭の母親等または父子家庭の父親
- (5) 人材開発支援助成金の以下のコースの訓練修了者
 - ① 人材育成支援コース
 - ② 事業展開等リスクリング支援コース
 - ③ 人への投資促進コース
- (6) その他の注意点
 - ① 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者は無期雇用労働者とみなします
 - ② 新規学卒者は雇入れから1年を経過していない者は支給対象外となります

3、そもそも対象とならない労働者

- (1) 雇用されている期間が6か月未満
- (2) 正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則の適用を6か月以上受けていない
- (3) 正規雇用労働者として雇用することを約束して雇入れられた有期雇用労働者
- (4) 事業主または取締役の3親等以内の親族

上記以外にも支給要件等ありますので厚生労働省のホームページでご確認ください。